

## 東久留米市競争入札参加有資格者指名停止措置基準

### (目的)

第1条 この基準は、東久留米市における契約事務の適正な執行を確保するため、東久留米市競争入札参加有資格者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、東久留米市長（以下「市長」という。）が契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下「有資格者」という。）に対する指名停止等（次条に定める指名停止及び注意の喚起をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (措置の範囲)

第2条 この基準に基づく指名停止等の措置は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 有資格者が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実を発生させた場合は、事情に応じて当該各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行う。指名停止に至らない場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行うことができる。
- (2) 最低制限価格、予定価格（事後公表及び非公表案件に係るもの）、希望者名、希望者数、指名業者名、指名業者数、選定理由、非選定理由、仕様書、落札率（予定価格非公表案件に係るもの）その他当該情報はその時点では公にされていない契約事務に係る情報（以下「厳格管理情報」という。）について、有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が聞き出そうとした場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行う。

### (手続等)

第3条 市長は、有資格者が前条第1号の措置要件に該当する事実を発生させた場合は、東久留米市指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の協議を経て、指名停止を行うものとする。ただし、有資格者が別表第1項又は第4項第1号に該当する場合その他特に必要があると認める場合は、選定委員会の協議を経ることなく、当該有資格者について、指名停止を行うことができる。

- 2 市長は、指名停止が行われたときは、指名停止期間が満了するまで、当該指名停止にかかる有資格者を指名してはならない。
- 3 市長は、指名停止期間中の有資格者が、東久留米市が発注する工事及び委託等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。
- 4 市長は、既に指名停止を行った有資格者に対して、第5条第6項により指名停止期間を変更する場合及び第6条により指名停止の解除を行う場合も、選定委員会の協議を経て当該変更又は解除を行うものとする。

### (対象の特例等)

第4条 市長は、前条の規定に関わらず、別表第2項又は第3項の場合において、次のい

れかに該当するときは、当該有資格者のうち指名停止事由に該当する部門のみの指名停止を行い、当該事由と関係ない他の部門の指名停止を行わないことができる。

(1) 土木部、建築部等のように社内的に責任体制が明確にされており、かつ、その責任者として役員（執行委員を含む。）を充てている場合

(2) 部門別格付、社内責任体制のあり方を総合的に勘案して、前号に準ずると認められる場合

2 市長は、別表第2項又は第3項の指名停止要件により指名停止を行う場合においては、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人等があることが明らかとなったときは、当該下請負人等に対して、元請負人等の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うことができる。

3 市長は、別表第4項第1号又は第2号の指名停止要件により指名停止の対象となる有資格者又は指名停止を受けた者が、合併、会社分割又は営業譲渡により、他の有資格者へ移行する場合又は指名停止の対象となる有資格者の一部若しくは指名停止を受けた有資格者の一部が他の有資格者へ移行する場合は、同じ指名停止要件により移行先の有資格者に対しても指名停止を行うことができる。

4 市長は、東久留米市が発注した契約において、別表第4項第1号の指名停止要件に該当することにより指名停止を行う場合で、当該指名停止の対象となる有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が逮捕又は起訴された場合は、必要に応じて、当該有資格者である個人又は当該有資格者である法人の役員若しくは使用人が役員等（使用人は除く。）となっている他の有資格者についても同様に指名停止を行うことができる。

5 市長は、共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員についても当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

6 市長は、事業協同組合等について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者である組員についても、当該事業協同組合の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うことができる。

7 市長は、前2項の規定により構成員又は組員について指名停止を行うときは、明らかに当該指名停止の責めを負わないと認められる者を除くものとする。

(指名停止期間の特例)

第5条 市長は、有資格者が一つの事案により別表各項の措置要件の2以上に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

2 市長は、既に指名停止期間中の有資格者が、当該指名停止措置の原因となったものとは別の事案により別表各項に掲げる措置要件に新たに該当することになった場合は、その時点から重複して、当該措置要件に定める期間について指名停止を行うものとする。この場合において、指名停止期間算定に当たり、既存の指名停止期間のうち残存する期間を合

算することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各項に定める標準期間に加算して指名停止期間を定めることができる。

(1) 有資格者が、別表第1項、第3項又は第4項に掲げた措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、それぞれ同一の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第4項に該当する場で、当該違反行為において有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。

(3) 有資格者が、別表第7項の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に、再び当該措置要件に該当したとき。

(4) 有資格者が、同時期に複数の措置要件に該当する事案が複数あるとき又は同一の措置要件に該当する事案が複数あるとき。

(5) 第1号から第4号までに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各項に定める期間の範囲内で、標準期間よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。

(1) 別表第2項又は第3項に該当する場で、事後処理が適切になされたと認められるとき。

(2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

5 市長は、指名停止を行う有資格者において、悪質な事由又は斟酌すべき事由等があると認める場合には、別表各項に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。

6 市長は、指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表各項に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。

7 別表第1項の措置要件において、公訴時効期間経過後に係るものについては、指名停止期間は同項に定める期間のそれぞれ2分の1とする。

8 指名停止を行う期間が1月に満たない場合は、指名停止期間を1月とする。

(指名停止の解除)

第6条 市長は、指名停止期間中の有資格者が、指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者に対する指名停止の解除を行うものとする。

(通知)

第7条 市長は、第2条第1号により指名停止を行ったとき、第5条第6項により指名停止期間を変更したとき又は前条により指名停止の解除を行ったときは、当該有資格者に対して遅滞なく通知するものとする。

(公表)

第8条 市長は、第2条第1号により指名停止を行ったときは、当該指名停止の有資格者名、理由及び指名停止期間等を、第5条第6項の規定により指名停止の期間を変更したときは、当該変更内容を、第6条の規定により指名停止を解除したときは、解除する旨を公表する。

付 則

- 1 この基準は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第3項第1号は、この基準の施行日以降に契約締結される案件について適用し、施行日前に契約締結される案件については、なお従前の例による。
- 2 平成27年2月1日施行の東久留米市競争入札参加資格停止基準は同日廃止する。

別表（第2条から第6条関係）

措置要件	期間	標準期間
1 贈賄		
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が東久留米市職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から	
ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	1 2 月以上 2 4 月以内	2 4 月
イ 有資格者の役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所等の長をいう。）でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）	9 月以上 2 4 月以内	1 8 月
ウ 有資格者の使用人で、ア又はイに掲げる以外の者（以下「使用人」という。）	6 月以上 1 8 月以内	1 2 月
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都の区域内における東久留米市以外の公共機関（「刑法（明治40年法律第45号）」その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から	
ア 代表役員等	6 月以上 1 8 月以内	1 2 月
イ 一般役員等	4 月以上 1 2 月以内	9 月
ウ 使用人	3 月以上 9 月以内	6 月
(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都を除く関東地方の区域内における、公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から	
ア 代表役員等	4 月以上 1 2 月以内	9 月
イ 一般役員等	3 月以上 9 月以内	6 月
ウ 使用人	1 月以上 5 月以内	3 月
(4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、前2号の区域外における公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から	
ア 代表役員等	4 月以上 1 2 月以内	9 月
イ 一般役員等	1 月以上 6 月以内	4 月

ウ  使用人	1 月以上 3 月以内	2 月
2  契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故	当該認定をした日から	
（1）東久留米市が発注する契約履行上の事故の場合		
ア  事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆に損害を与え、社会的及び経済的に損失が大きい場合	2 月以上 6 月以内	4 月
イ  事故を発生させ、公衆に負傷者を出し、又は事故周辺の公衆に損害（軽微なものを除く。）を与えた場合	1 月以上 3 月以内	2 月
ウ  事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。以下同じ。）に死者又は多数の負傷者を出した場合	1 月以上 3 月以内	2 月
（2）東久留米市発注の契約以外の契約において、事故を発生させ、公衆又は従業員その他の関係者に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合	1 月以上 5 月以内	3 月
3  契約履行成績不良等	当該認定をした日から	
（1）東久留米市発注の工事契約において、契約履行成績が不良であると認められる場合	1 月以上 1 2 月以内	
ア  4 0 点未満		9 月
イ  4 0 点以上 5 0 点未満		6 月
（2）東久留米市発注の工事契約において、施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められる場合	1 月以上 1 2 月以内	9 月
（3）その他東久留米市発注の契約において、知り得た秘密を漏らすなど、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合	1 月以上 6 月以内	3 月
4  契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為		
（1）有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、談合又は競売入札妨害で刑法又は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）」に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から	
ア  東久留米市発注の契約に関するもの	9 月以上 2 4 月以内	1 8 月
イ  東久留米市発注の契約を除く関東地方における	4 月以上 1 8 月以内	9 月

もの		
ウ イの区域外のもの	2月以上10月以内	5月
(2) 有資格者である法人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し(第1号の場合を除く。)契約の相手方として不相当であると認められる場合	当該認定をした日から	
ア 東久留米市発注の契約に関するもの	7月以上24月以内	14月
イ 東久留米市発注の契約を除く関東地方におけるもの	3月以上14月以内	7月
ウ イの区域外のもの	2月以上8月以内	4月
(3) 有資格者である法人が、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)」に違反(契約に関わるもの)し契約の相手方として不相当であると認められる場合	当該認定をした日から	
ア 東久留米市発注の契約に関するもの	3月以上12月以内	6月
イ 東久留米市発注の契約を除く関東地方におけるもの	2月以上12月以内	4月
ウ イの区域外のもの	1月以上6月以内	2月
(4) 有資格者である法人が、「建設業法(昭和24年法律第100号)」に違反し国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合	当該認定をした日から	
ア 東久留米市発注の契約に関するもの	3月以上9月以内	4月
イ 東久留米市発注の契約を除く関東地方におけるもの	2月以上6月以内	3月
ウ イの区域外のもの	1月以上3月以内	2月
(5) 有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、契約に関わる法令違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から	
ア 東久留米市発注の契約に関するもの	3月以上12月以内	6月
イ 東久留米市発注の契約を除く関東地方におけるもの	2月以上12月以内	4月
ウ イの区域外のもの	1月以上6月以内	2月
(6) 前5号に掲げる場合のほか、違法行為等により著しい社会的信用を失墜したと認められる場合	1月以上12月以内	6月

<p>5 入札参加における虚偽記載等</p> <p>東久留米市発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料などに虚偽の記載（電子入札での虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>	<p>3月</p>
<p>6 有資格者となるための資格審査申請における虚偽申請</p> <p>有資格者となるための資格審査申請において、申請に虚偽の入力若しくは記載又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>	<p>6月</p>
<p>7 不誠実な行為</p> <p>東久留米市発注の契約に係る一般競争入札若しくは指名競争入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない場合</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>	<p>6月</p>
<p>8 その他不正な行為</p>	<p>当該認定をした日から</p>	
<p>(1) 東久留米市発注の契約において、厳格管理情報を不正に入手した場合</p>	<p>3月以上12月以内</p>	<p>6月</p>
<p>(2) 第2条第1号又は第2号の規定による注意を受けた場合（前回の注意から1年以内に2回以上の注意を受けた場合、2回目から対象）</p>	<p>1月以上12月以内</p>	<p>1月</p>
<p>(3) 第4項及び前項に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p>	<p>1月以上12月以内</p>	<p>-</p>